

地裁いわきがが現地調査

双葉郡の養蜂場など巡る 避難者訴訟

原告賠償

東京電力福島第一原発事故で避難した双葉



養蜂場を視察する島村裁判長(右から3人目)ら(代表撮影) 〓双葉町

郡の住民らでつくる「福島原発避難者訴訟原告団」が東電に古里喪失に対する慰謝料などを求めた訴訟で、地裁いわき支部は三十日、被害実態を確認するため、南相馬市小高区と浪江町、双葉町を巡り、検証(現地調査)した。原発事故被害救済関連訴訟の検証は県内で四回目で、いわき支部では同訴訟で七月に行った検証に続き二回目。

島村典男裁判長と裁判官二人のほか、原告、被告双方の弁護士が参加した。町のほぼ全域が帰還困難区域となっている双葉町では、原告の小川貴永さん(四〇) 〓郡山市在住〓が住んで

いた自宅と営んでいた養蜂場を視察した後、いわき市錦町に仮設校舎を構える双葉南小を訪れた。原告側は島村裁判長らに荒れ果てた故郷の現状や、原発事故と続く避難生活により地域コミュニティが失われた経緯を説明した。

検証を終えた小川さんは「古里を追われた生活の変化を伝えられたいと思う。納得のいく判決になることを期待する」と語った。原告弁護士によると、原告団は現在五百八十九人。来年春ごろまで本人尋問が続く見通し。